

ずっと固定金利の安心 【フラット35】 借換融資

2025年4月版

住宅ローンのご案内【買取型】

借換えでもずっと安心。
全期間固定金利の
住宅ローン。





借換えでも、
ずっと金利が変わらない
【フラット35】を
ご利用いただけます。

ずっと固定金利の安心
【フラット35】

【フラット35】借換融資の3つのメリット	P.4
住宅金融支援機構の団体信用生命保険	P.5~6
【フラット35】借換融資の商品概要	P.7~12
団体信用生命保険の詳細	P.13~15
【フラット35】借換融資 ご利用の流れ	P.16~19
【フラット35】借換融資Q&A	P.20~22
繰上返済	P.22



【フラット35】借換融資

返済額が
ずっと変わらない！

充実の
団体信用生命保険

借入れ後も
安心サポート

詳細は右ページをご参照ください。

(フラット35)借換融資の3つのメリット

メリット
1

返済額がずっと変わらない！

世の中の金利が変わっても、借入金利と返済額がずっと変わらない。

全期間固定金利型の住宅ローン【フラット35】なら、将来まで見通すことができるから安心です。



メリット
2

充実の団体信用生命保険

お客さまに万一のことがあった場合に備えて、充実した保障内容を揃えています。

*健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用いただけます。

「団体信用生命保険」ってなに？

お客さまに万一のことがあった場合に、保険金が債務に充当され、以後の住宅ローンの返済が不要となる保険です。

団体信用生命保険の詳細は5~6・13~15ページをご覧ください。

メリット
3

借入れ後も安心サポート

ご返済に関するさまざまな手続を、パソコンやスマートフォンなどから行っていただけます。

10万円から
OK

一部繰上返済は
インターネットで
10万円から可能！
*繰上返済に手数料はかかりません。



残高証明書などの
発行手続も
インターネットでらくらく！

亡くなった場合はもちろん、病気やケガの際もしっかりカバーするからご家族も安心！

【フラット35】の 団体信用生命保険

【フラット35】の団体信用生命保険は、ご加入者が死亡・所定の身体障害状態になられた場合など^{*1}に、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の【フラット35】の債務の返済が不要となる生命保険です。住宅金融支援機構が保険契約者・保険金受取人、【フラット35】の団体信用生命保険のご加入者が被保険者となり、支払われた保険金^{*2}が債務に充当される仕組みです。

*1 新3大疾病付機関団信は、死亡・所定の身体障害状態に加えて、3大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）が原因で一定の要件に該当した場合および公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態などになられた場合も残りの返済が不要となります。
*2 死亡保険金、身体障害保険金、3大疾病保険金および介護保険金をいいます。

保障内容

幅広い保障で
もしもの時も
安心

①新機構団信（保険料は借入金利に含まれています。）

お亡くなりになった場合

または

病気・ケガ（身体障害1級・2級に該当^{*4}）

例えば、こんなとき…



スポーツや仕事中の
ケガや交通事故で
車椅子生活になった。



病気で
耳が聞こえなくなった。



生活習慣が原因で
(糖尿病)
腎臓に障害を負った。



生活習慣が原因で
(不整脈)
心臓に恒久的に
ペースメーカーを
装着することになった。



緑内障で
視力が低下し、矯正視力が
右0.01左0.03
(両目合計0.04)に落ちた。

身体障害認定者総数（1級・2級） 約216万人^{*5}

*4 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害手帳の交付を受けたときをいいます。

*5 厚生労働省「令和5年度福祉行政報告例の概況」により作成（18歳以上の認定数）。

* 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用いただけます。

死亡、身体障害、3大疾病^{※3}など、所定の状態に該当した場合
住宅ローン残高が

0円になります

※3 3大疾病は、以下の「②新3大疾病付機構団信」を付帯した場合に限り、対象となります。

の概要

①にプラスして更なる充実の保障プラン

②新3大疾病付機構団信(新機構団信付き金利+年0.24%)

2025年2月末現在

次のいずれかの診断がされたとき、または、急性心筋梗塞もしくは脳卒中の手術を受けたときに保険金が支払われます。



※6 所定の悪性新生物(がん)にかかり医師により診断確定がされたとき。 ※7 急性心筋梗塞を発病し初診日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき。 ※8 脳卒中を発病し、初診日からその日を含めて60日以上、麻痺や運動失調、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき。

がん患者数
約393万人^{※9}

心疾患患者数
約357万人^{※9}

脳血管疾患患者数
約188万人^{※9}

生涯で「がん」と診断される割合
男性:65.5%・女性:51.2%^{※10}

「心疾患」「脳血管疾患」は完治が難しいと言われており、病気が進行し重症状態になると「急性心筋梗塞」「脳卒中」になる可能性があります。

※9 厚生労働省「患者調査」(令和5年)。 ※10 (公財)がん研究振興財団「がんの統計2024」累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん。

または

介護保障

公的介護保険制度の要介護2から5までのいずれかに認定されたとき、または、保険会社所定の要介護状態に該当したときに保険金が支払われます。

具体例

- 食事、排泄、入浴、衣服の着脱に介助が必要な状態
- 松葉杖や手すり等で支えても、歩行がひとりではできない状態（車椅子がなければ歩けない）
- 介護者に抱えられ、またリフト等の機器を用いなければ、浴槽への出入りがひとりではできない状態

軽度 ← 要介護 → 重度



団体信用生命保険の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。
<https://www.flat35.com/shin-danshin/no-subscription.html>



【フラット35】借換融資の商品概要(2025年4月1日現在)

1 申込要件

- 原則として、借換対象となる住宅ローン債務者と借換融資の申込人が同一であること。ただし、借換えに伴い債務者を追加することができます(申し込むことができるは、連帯債務者を含めて2名までです。)。

*債務者を追加する場合や借換えに伴う住宅などの持分変更をする場合の住宅ローン控除の扱いなど税金に関しては、最寄りの税務署または税理士にご確認ください。

- 申込時の年齢が満70歳未満の方(親子リレー返済[9ページ参照]をご利用の場合は、満70歳以上の方もお申込みいただけます。)
- 日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方
- すべての借入れ*に関して、年収に占める年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次表の基準を満たす方(収入を合算できる場合があります。[8ページ参照])

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

※【フラット35】借換融資のほか、【フラット35】借換融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシング/商品の分割払いやリボ払いによる購入を含みます。)などをいいます(収入合算者の分を含みます。)。また、賃貸予定または賃貸中の住宅に係る借入金を含みます(当該借入金が賃貸用のアパート向けのローン(ローンの対象が1棟の共同住宅または寄宿舎)である場合は、借入金には含めません。)。

- 借換対象となる住宅またはその敷地を共有する場合は、申込みご本人が共有持分を持つなどの要件があります。
- 住宅取得時に借り入れた住宅ローンの借入日(金銭消費貸借契約締結日)*から借換融資の申込日まで1年以上経過し、かつ、借換融資の申込日前日までの1年間、正常に返済している方

*相続などで債務者が変更(債務者の追加を除きます。)となった場合は、当該変更の日(債務者の変更登記の原因日など)となります。

- *年収は、原則として、申込年の前年の収入を証する公的証明書に記載される次の①または②の金額となります。公的証明書の通知または発行を受けられない時期(1月~5月頃)に申し込まれる場合は、金融機関により取扱いが異なることがあります。詳しくは申し込まれる金融機関へご確認ください。
- ①:給与収入のみの方は給与収入金額 ②:①以外の方は、所得金額(事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得および給与所得の所得金額の合計額)

2 資金用途

- 次の①または②のいずれかの住宅ローンの借換え

- ①申込みご本人が所有し、かつ、ご本人がお住まいになる住宅の建設または購入するための住宅ローン

*セカンドハウス(生活の拠点としている現在のお住まいの他に、週末などにご自分でご利用(居住)する住宅)として、申込みご本人が所有し、かつ、申込みご本人が利用いただく場合も【フラット35】借換融資の対象となります。ただし、借換えの結果、資金使途がセカンドハウスである【フラット35】(機関または旧住宅金融公庫の直接融資を含みます。)の借入れが二重となる場合は利用できません。

- ②申込みご本人が所有し、かつ、ご親族がお住まいになる住宅の建設または購入するための住宅ローン

*次のローンの借換えには利用できません。

- 多目的ローンや投資用ローンなどの住宅ローン以外のローン
- 住宅リフォームのみ対象のローン

3 借換対象となる住宅ローンおよび住宅

- 住宅取得時に借り入れた住宅ローンの借入額が、次の①および②の要件を満たすこと。

- ①8,000万円以下

- ②住宅の建設費*¹*²または購入価額*²の100%以内

*1 土地取得費に対する借入れを希望した場合はその費用を含みます。

*2 原則として、住宅取得時に生じた諸費用は含みません。(22ページ参照)

- 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅

- 住宅の床面積*³が、次表の基準に適合する住宅

一戸建て、連続建ておよび重ね建ての場合* ⁴	70m ² 以上
共同建て(マンションなど)の場合	30m ² 以上

*3 店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所など)の床面積以上であることが必要です。

*4 連続建て:共同建て(2戸以上の住宅で廊下、階段、広間などを共用する建て方)以外の建て方で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方
重ね建て:共同建て以外の建て方で、2戸以上の住宅を上に重ねる建て方

- 敷地面積の要件はありません。

4 借入額

- 100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、「借換対象となる住宅ローンの残高*」または「住宅金融支援機構による担保評価額の200%」のいずれか低い額まで

*次の諸費用を含めることができます。

- ①金銭消費貸借契約書に貼付する印紙代(印紙税)
- ②【フラット35】借換融資を利用する際の融資手数料
- ③抵当権の設定および抹消のための費用(登録免許税)
- ④抵当権の設定および抹消のための司法書士報酬
- ⑤適合証明検査費用(物件検査手数料)
- ⑥借換前の住宅ローンを全額線上返済(完済)する場合に発生する線上返済手数料および経過利息

⑦火災保険料(積立型火災保険商品に係るものをお除きます。)・地震保険料(借換えの際に新規で保険契約する場合に限ります。)

5 借入期間

- 原則として、15年(申込みご本人または連帯債務者が満60歳以上の場合は10年)以上で、かつ次の①または②のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。

ただし、②の年数が15年(申込みご本人または連帯債務者が満60歳以上の場合は10年)未満となる場合は、その年数(1年単位)が上限となります(この場合の下限は1年となります。)

①「80歳」-「借換融資の申込時の年齢*¹*²(1年未満切上げ)」

*1 年収の50%を超えて合算した収入合算者がいる場合には、申込みご本人と収入合算者のうち、高い方の年齢を基準とします。

*2 親子リレー返済(9ページ参照)をご利用の場合は、収入合算者となるか否かにかかわらず、後継者の年齢を基準とします。

②「35年*³」-「住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間*⁴(1年未満切上げ)」

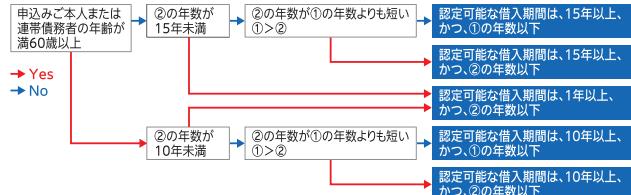
*3 2022年10月以降の借入申込分から、借換融資の対象となる住宅が長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により、長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画が認定された住宅)の場合、50年となります。

*4 住宅取得時に借り入れた住宅ローンの借入日(金銭消費貸借契約締結日)から借換融資の申込日までの経過期間をいいます。

*5 お申込みの取扱金融機関によっては、借入期間が「35年」-「住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間(1年未満切上げ)」によらない場合(住宅取得時に借り入れた住宅ローンの残借入期間など)がありますので、お申込みの取扱金融機関にてご確認ください。

*6 20年以下の借入期間を選択した場合は、原則として、返済途中で借入期間を21年以上に変更できません。

- 借換融資の借入期間の確認フローチャート



* 上記フローチャートは①の申込要件を満たしていることが必要です。

6 借入金利

- 全期間固定金利です。
- 借入期間(20年以下、21年以上、35年以下、36年以上^{※1})、加入する団体信用生命保険の種類など^{※2}に応じて、借入金利^{※3※4※5}が異なります。^{※6}
- ※1【フラット50】の取扱金融機関において、2022年10月以降の借入申込分から適用可能です。【フラット50】とは、借入期間が最長50年の全期間固定金利の住宅ローンです。
- ※2 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】借換融資をご利用いただけます。その場合の借入金利については、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。
- ※3 借入金利は取扱金融機関により異なります。取扱金融機関およびフラット35サイト(www.flat35.com)でご案内しています。なお、【フラット35】借換融資では、【フラット35】の融資率9割以下の借入金利が適用されます。
- ※4 申込時ではなく、資金受取時の金利となります。なお、資金の受取日は取扱金融機関の定める日となります。
- ※5 借入金利は毎月見直します。
- ※6 取扱金融機関により、借入期間にかかわらず借入金利が同一の場合があります。

7 返済方法

- 元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いを選択できます。6か月毎のボーナス払い(借入額の40%以内[1万円単位])も併用できます。

比べてください～元利均等返済と元金均等返済～

〔試算条件〕		●借入額 3,000万円	●ボーナス払いなし
		●借入金利 年1.80%	●借入期間35年
元利均等返済			
毎月の返済額 96,327円			
返済額	利息 10,457,296円	元金 30,000,000円	借入期間
元金均等返済			
初回の返済額 116,428円			
返済額	利息 9,472,368円	元金 30,000,000円	借入期間
元金均等返済の場合、総返済額は約98万円減ります。			
毎月の返済額が一定になります。 ※総返済額は元金均等返済と比べて多くなります。			

8 担保

- 借換対象となる住宅ローンの抵当権が設定されていた住宅および敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただけます。【フラット35】や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫を含みます。)の住宅ローンを返済中の場合でも、あらためて、借換後の【フラット35】借換融資のために抵当権を設定していただけますのでご注意ください。

*抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客さまの負担となります。

9 保証人

- 必要ありません。

10 団体信用生命保険

- 団体信用生命保険にご加入いただくことにより、お客さまに万一のことがあった場合は、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、以後の【フラット35】借換融資の債務の返済が不要となります(5~6・13~15ページ参照)。
- 借換対象となる住宅ローンについて団体信用生命保険に加入している場合、その保障は住宅ローンの借換えにより終了します。【フラット35】借換融資の団体信用生命保険への加入は、あらためて加入申込みが必要です。また、審査の結果、ご加入いただけない場合があります。

*健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】借換融資をご利用いただけます。

11 火災保険

*火災保険とは別に、地震・噴火・津波による災害で発生した住宅・家財の損失を補償する「地震保険」があります。「フラット35」のご利用にあたって火災保険への加入は必須ですが、地震保険への加入は任意となっています。

- 返済終了までの間、借換対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただけます。^{※1}
- 建物の火災による損害を補償対象としていただけます。
- 保険金額は、借入額以上^{※2}としていただけます。

*1 保険期間および火災保険料の払込方法は、取扱金融機関により異なります。また、取扱金融機関によっては火災保険金請求権への質権設定が必要な場合があります。

*2 借入額が損害保険会社等の定める評価基準により算出した金額(評価額)を超える場合は評価額とします。

*火災保険料は、お客さまの負担となります。

*火災保険に関する要件は、お申込みの取扱金融機関にご確認ください。

12 融資手数料・物件検査手数料

- 融資手数料^{※1※2}は、取扱金融機関により異なります。
- 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合していることを適合証明書により確認する場合は、物件検査手数料^{※2}が必要となります。物件検査手数料は検査機関または適合証明技術者により異なります。
- ※1 融資手数料は、取扱金融機関およびフラット35サイト(www.flat35.com)でご案内しています。
- ※2 融資手数料・物件検査手数料は、お客さまの負担となります。

13 保証料・繰上返済手数料

- 必要ありません。

*一部繰上返済の返済額は、お客さま向けインターネットサービス「住・My Note」^{すまい のーと} 利用の場合は10万円以上、取扱金融機関の窓口利用の場合は100万円以上となります。詳しくは22ページをご覧ください。

14 収入の合算

- 収入合算できる方 次の①から④までのすべての要件に当てはまる方ひとりの収入を合算できます。

- 申込みご本人の親、子、配偶者など
- 申込時の年齢が満70歳未満の方
- 申込みご本人と同居する方

*ご親族が住むための住宅の場合は、借換対象となる住宅に入居する方も収入合算できます。
*セカンドハウス・ご親族が住むための住宅の場合は、申込みご本人と収入を合算する方が同居する必要がない場合があります。
*申込みご本人が住むための住宅の場合、親子リレー返済の後継者にはこの要件は必要ありません。ただし、取扱金融機関により取扱いが異なる場合があります。

- 連帯債務者になる方

- 収入合算できる金額

収入合算できる金額は、収入合算者の年収の全額までです。ただし、合算額が収入合算者の年収の50%を超える場合には、借入期間が短くなる場合があります(【例】の①参照)。

- 収入合算した場合の借入期間の上限

*親子リレー返済を利用する場合は、下記にかかる後継者の年齢を基に計算します。

「借入期間」=「80歳」-「次の①または②のうち年齢が高い方の申込時の年齢(1年未満切上げ)」

- 申込みご本人
- 合算額が年収の50%を超える場合の収入合算者

【例】申込みご本人(30歳)の年収が400万円、収入合算者(55歳)の年収が600万円の場合

①収入合算者の年収(600万円)を全額合算することができます。この場合は、収入合算者の年齢(56歳[1年未満切上げ])が基準となりますので、借入期間は24年が最長となります。

②合算額を300万円(600万円の50%)以下とする場合には、申込みご本人の年齢(31歳[1年未満切上げ])が基準となりますので、借入期間は35年が最長となります。

15 親子リレー返済

●次の①から③までのすべての要件に当てはまる方ひとりを後継者とする場合は、満70歳以上でも申し込むことができます。また、申込みご本人の年齢にかかわらず、後継者の申込時の年齢を基に借入期間を選ぶことができます。

- ①申込みご本人の子・孫など(申込みご本人の直系卑属)
またはその配偶者で定期的収入のある方
- ②申込時の年齢が満70歳未満の方
- ③連帯債務者になる方

16 敷地が借地の場合

●敷地が借地の場合でも、次の要件を満たすことで利用できる場合がありますので、取扱金融機関にお問合せください。なお、敷地が転借地の場合は取扱いが異なりますので、取扱金融機関にお問合せください。

【担保】

原則として敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。^{※1}
ただし、抵当権設定について地主の承諾を得られない場合でも利用できることができますので^{※2}、取扱金融機関にお問合せください。

※1 敷地の権利が地上権の場合は、原則として地上権に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。

※2 地主が申込みご本人の配偶者(内縁関係の方、婚約関係の方および同性パートナーの方を含みます。)または直系親族の場合には、必ず敷地に抵当権を設定していただきます。

【借入期間】

- ①普通借地権の場合
通常の借入期間と同様の取扱いとなります。
- ②定期借地権または建物譲渡特約付借地権の場合
通常の借入期間と借地権の残存期間を比較してより短い期間が上限となります。

【借入対象となる借地権取得費】

次の①から④までの借地権取得費が、借入対象となります。

- ①権利金
- ②保証金
- ③敷金
- ④前払賃料

*賃貸借契約書、地上権設定契約書などにより借地権取得費が上記①から④までであることおよび対価の支払いを確認できることが条件になります。

*住宅取得時に借り入れた住宅ローンの対象に保証金、敷金または前払賃料が含まれている場合は、上記の担保設定に加え、原則として、これらの返還請求権に質権を設定していただきます。

*住宅取得時に借り入れた住宅ローンの対象に名義書換料または承諾料が含まれている場合は、借入対象なりません。

17 その他

●【フラット35】子育てプラス、【フラット35】S、【フラット35】中古プラス、【フラット35】リノベ、【フラット35】維持保全型、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型は、【フラット35】借換融資には利用できません。

審査結果についてのご留意事項



取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【フラット35】借換融資の対象住宅(技術基準の概要)

【フラット35】借換融資のご利用には、次表の技術基準を満たす必要があります。

	一戸建て住宅など (連続建て住宅、重ね建て住宅および 地上2階以下の共同建て住宅を含みます。)	マンション (地上3階以上の共同建て住宅)
接道	原則として一般の道に2m以上接すること。	
住宅の規模 ^{※1}	70m ² 以上(共同建ては30m ² 以上 ^{※2})	30m ² 以上 ^{※2}
併用住宅の床面積	併用住宅の住宅部分の床面積は全体の2分の1以上	
戸建型式など	木造の住宅 ^{※3} は一戸建てまたは連続建てのみ	
住宅の耐震性	建築確認日が昭和56年6月1日以後 ^{※4} であること。 (建築確認日が昭和56年5月31日以前 ^{※5} の場合は、耐震評価基準などに適合すること。)	

※1 住宅の規模とは、住宅部分の床面積をいい、車庫および共用部分(マンションの場合)の面積を除きます。

※2 共同建ての場合は、建物の登記事項証明書による確認においては、28.31m²以上あれば構いません。

※3 木造の住宅とは、耐火構造の住宅および準耐火構造の住宅以外の住宅をいいます。

※4 建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年4月1日以後」とします。

※5 建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前」とします。

技術基準適合の確認書類

【フラット35】借換融資の技術基準に適合していることを確認するために、次の①から③までのいずれかの書類をご用意いただく必要があります。

*19ページのフロー図参照

①適合証明書

- 借換対象となる住宅の建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合(建築確認日が確認できない場合は、当該住宅の登記事項証明書の新築年月日(表題部の「原因及びその日付」)が昭和58年3月31日以前の場合)、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。物件検査合格後に交付される「適合証明書」を、お申込みの取扱金融機関にご提出ください。なお、物件検査手数料はお客様の負担となります。

物件検査 申請先 [適合証明機関]	検査機関	住宅金融支援機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関です。検査機関が取り扱う業務区域、問合せ先などは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご案内しています。
[適合証明技術者]	適合証明 技術者	住宅金融支援機構と協定を締結している(一社)日本建築士事務所協会連合会および(公社)日本建築士会連合会に登録した建築士です。(一社)日本建築士事務所協会連合会ホームページ(https://www.kyj.jp/)でお近くの適合証明技術者を検索できます。

- 中古住宅(借換対象住宅)の「適合証明書」には、各技術基準項目への適合状況を示す「中古住宅物件検査概要書」が付いています。検査内容をご確認の上、不明点などがある場合には、適合証明書を交付した適合証明機関にお問合せください。

*申請関係の書類は、フラット35サイト(www.flat35.com)から入手できます。

適合証明とは

住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準の適合の可否を判断するためのものです。申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや、住宅の性能を保証するものではありません。

②適合証明省略に関する申出書

借換対象となる住宅が「中古マンションらくらくフラット35」に登録されているマンションの場合は、フラット35サイト(www.flat35.com)から「適合証明省略に関する申出書」を印刷し、当該申出書を取扱金融機関にご提出いただくと、物件検査を省略できます。

■対象となるマンションの検索方法

フラット35サイト
(www.flat35.com)内「【フラット35】
対象物件を探す」をクリック

フラット35 中古らくらく 検索

物件情報検索サイト
(<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/f35ums/index.php>)で検索

こちらからアクセス



マンションの住所またはマンション名により検索し、物件情報と検索結果が一致する場合、
該当マンションにチェックした上で「適合証明省略に関する申出書」を印刷

お申込みの取扱金融機関に「適合証明省略に関する申出書」を提出

- *借換対象住宅の物件情報が検索結果にない場合は、11ページでご案内している「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」に必要事項を記載するか、検査機関または適合証明技術者に物件検査を依頼して①の適合証明書の交付を受けてください。
- *物件検査の手続や申請先については、本ページまたはフラット35サイト内「中古住宅の物件検査の概要」(<https://www.flat35.com/business/standard/tech.html>)でご確認ください。なお、物件検査手数料はお客様の負担となります。

③【フラット35】借換対象住宅に関する確認書

借換対象となる住宅の建築確認日が昭和56年6月1日以後の場合※、借換対象となる住宅が住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることをお客様自身にご確認いただきます。確認の際は、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」にそって内容をご確認いただき、基準に適合している場合は、お申込みの取扱金融機関に確認書をご提出ください。最新の書式はフラット35サイト(www.flat35.com)からダウンロードできますので、ご確認ください。

※建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年4月1日以後」とします。

「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」書式例

確認日	令和 年 月 日																																										
【フラット35】借換対象住宅に関する確認書																																											
(金融機関名)																																											
御中																																											
申込人(本人)(自署)(氏名)																																											
連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)																																											
<p>私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借換融資の申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。 なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。</p>																																											
<p>▼ご注意</p> <ul style="list-style-type: none">下表の内容を確認し、該当する場合は内容確認欄にチェックを入れてください。下記内容確認欄(1、7および8を除きます。)において、不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。なお、1が不適合の場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です(本確認書は使用できません。)。建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。下表の確認項目のうち、「住宅の建設時期」を確認した書類(確認済証、検査済証または登記事項証明書等)については、その写しを本確認書に併せて金融機関にご提出ください。																																											
<p><技術基準事項の適合確認表></p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>内容確認欄 適合 不適合</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>確認方法</th><th>金融機関 記入欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><input type="checkbox"/></td><td>住宅の建設時期</td><td><ul style="list-style-type: none">確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。【確認済証の交付年月日が確認できない場合】 ・新築時期(※2)が昭和58年4月1日以降であること。</td><td><ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※1) ・確認済証 ・検査済証・登記事項証明書により確認</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td><input type="checkbox"/></td><td>住宅の床面積</td><td><ul style="list-style-type: none">一戸建て住宅等(※3)にあっては70m²以上、 共同建て住宅(※4)にあっては30m²以上であること。</td><td>・登記事項証明書等により確認(※5)</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td><input type="checkbox"/></td><td>併用住宅(※6) の床面積</td><td><ul style="list-style-type: none">①住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ②住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。</td><td><ul style="list-style-type: none">①については、登記事項証明書等により確認(※5)②については、目視で確認</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td><input type="checkbox"/></td><td>戸建型式等</td><td><ul style="list-style-type: none">【共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ】 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。</td><td><ul style="list-style-type: none">戸建型式については、目視で確認構造区分については、火災保険証券により確認</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td><input type="checkbox"/></td><td>接道</td><td><ul style="list-style-type: none">原則として、一般的の交通の用に供する道に2m以上接していること。</td><td><ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※7) ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td><input type="checkbox"/></td><td>維持保全</td><td><ul style="list-style-type: none">建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないこと。</td><td>-</td><td></td></tr></tbody></table>		番号	内容確認欄 適合 不適合	確認項目	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄	1	<input type="checkbox"/>	住宅の建設時期	<ul style="list-style-type: none">確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。【確認済証の交付年月日が確認できない場合】 ・新築時期(※2)が昭和58年4月1日以降であること。	<ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※1) ・確認済証 ・検査済証・登記事項証明書により確認		2	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積	<ul style="list-style-type: none">一戸建て住宅等(※3)にあっては70m²以上、 共同建て住宅(※4)にあっては30m²以上であること。	・登記事項証明書等により確認(※5)		3	<input type="checkbox"/>	併用住宅(※6) の床面積	<ul style="list-style-type: none">①住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ②住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<ul style="list-style-type: none">①については、登記事項証明書等により確認(※5)②については、目視で確認		4	<input type="checkbox"/>	戸建型式等	<ul style="list-style-type: none">【共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ】 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<ul style="list-style-type: none">戸建型式については、目視で確認構造区分については、火災保険証券により確認		5	<input type="checkbox"/>	接道	<ul style="list-style-type: none">原則として、一般的の交通の用に供する道に2m以上接していること。	<ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※7) ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定		6	<input type="checkbox"/>	維持保全	<ul style="list-style-type: none">建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないこと。	-	
番号	内容確認欄 適合 不適合	確認項目	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄																																						
1	<input type="checkbox"/>	住宅の建設時期	<ul style="list-style-type: none">確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。【確認済証の交付年月日が確認できない場合】 ・新築時期(※2)が昭和58年4月1日以降であること。	<ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※1) ・確認済証 ・検査済証・登記事項証明書により確認																																							
2	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積	<ul style="list-style-type: none">一戸建て住宅等(※3)にあっては70m²以上、 共同建て住宅(※4)にあっては30m²以上であること。	・登記事項証明書等により確認(※5)																																							
3	<input type="checkbox"/>	併用住宅(※6) の床面積	<ul style="list-style-type: none">①住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ②住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<ul style="list-style-type: none">①については、登記事項証明書等により確認(※5)②については、目視で確認																																							
4	<input type="checkbox"/>	戸建型式等	<ul style="list-style-type: none">【共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ】 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<ul style="list-style-type: none">戸建型式については、目視で確認構造区分については、火災保険証券により確認																																							
5	<input type="checkbox"/>	接道	<ul style="list-style-type: none">原則として、一般的の交通の用に供する道に2m以上接していること。	<ul style="list-style-type: none">次のいずれかにより確認(※7) ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定																																							
6	<input type="checkbox"/>	維持保全	<ul style="list-style-type: none">建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないこと。	-																																							
<p>【長期優良住宅の場合】(長期優良住宅でない場合、チェックは不要です。)</p>																																											
<table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>内容確認欄</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>確認方法</th><th>金融機関 記入欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>7</td><td><input type="checkbox"/></td><td>長期優良住宅の適用</td><td><ul style="list-style-type: none">所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。</td><td><ul style="list-style-type: none">長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認(*) ・認定通知書 ・変更認定通知書 ・承認通知書(所有権移転した場合)</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td><input type="checkbox"/></td><td>増築・改築の有無</td><td><ul style="list-style-type: none">認定取得時から増築または改築が行われていないこと。</td><td>・登記事項証明書により確認</td><td></td></tr></tbody></table>		番号	内容確認欄	確認項目	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄	7	<input type="checkbox"/>	長期優良住宅の適用	<ul style="list-style-type: none">所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。	<ul style="list-style-type: none">長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認(*) ・認定通知書 ・変更認定通知書 ・承認通知書(所有権移転した場合)		8	<input type="checkbox"/>	増築・改築の有無	<ul style="list-style-type: none">認定取得時から増築または改築が行われていないこと。	・登記事項証明書により確認																									
番号	内容確認欄	確認項目	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄																																						
7	<input type="checkbox"/>	長期優良住宅の適用	<ul style="list-style-type: none">所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。	<ul style="list-style-type: none">長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認(*) ・認定通知書 ・変更認定通知書 ・承認通知書(所有権移転した場合)																																							
8	<input type="checkbox"/>	増築・改築の有無	<ul style="list-style-type: none">認定取得時から増築または改築が行われていないこと。	・登記事項証明書により確認																																							
(*) 確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。																																											
<p>※1 台帳記載事項証明書、登載証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。</p>																																											
<p>※2 新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。</p>																																											
<p>※3 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅および重ね建て住宅をいいます(図1参照)。</p>																																											
<p>※4 共同建て住宅または重ね建て住宅については、図2を参照してください。</p>																																											
<p>※5 確認済証(添付図面を含みます。)またはそれに代わる図面等による確認も可能です。</p>																																											
<p>※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことといいます(図2参照)。</p>																																											
<p>※7 新築当時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています(図3参照)。なお、建築確認が不要な地域の場合は、敷地が道路に2m以上接していることについて、メジャー等で測定して確認してください。</p>																																											
<p>▶ 詳しくは、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法」をご覧ください。</p>																																											
<p>図1 戸建型式</p>																																											
<p>図2 併用住宅</p>																																											
<p>図3 接道</p>																																											
2023年4月																																											

【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法

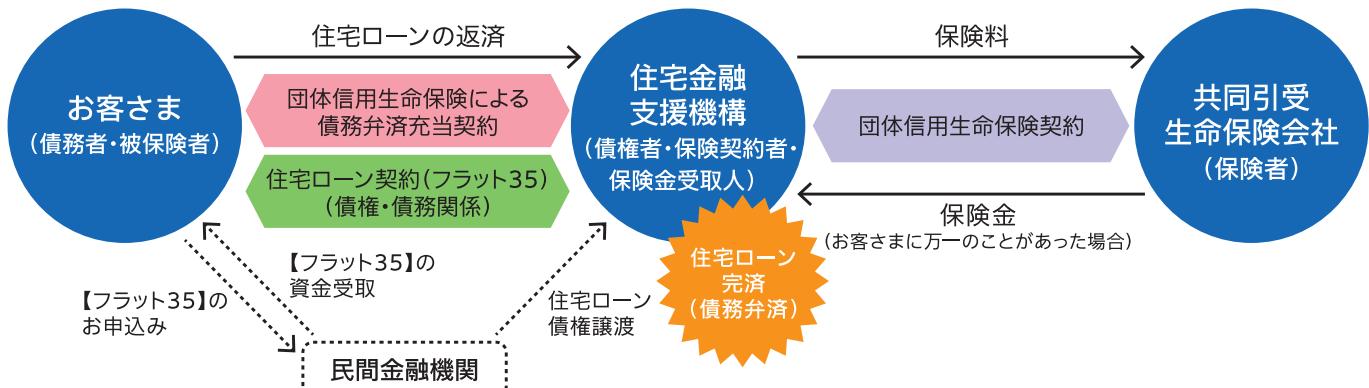
各確認項目(7および8の確認項目を除きます。)について、確認内容欄の基準に適合していることが確認できた場合(該当しない場合を含みます。)は、内容確認欄の「適合」にチェック☑してください。確認できなかった場合は「不適合」にチェック☑してください。7および8の確認項目は、長期優良住宅であることおよび認定取得時から増築または改築が行われていないことが確認できた場合のみ、内容確認欄にチェック☑してください。内容確認欄(1、7および8の内容確認欄を除きます。)に不適合が1つ以上ある場合は、【フラット35】借換融資の対象となりませんのでご了承ください。

番号	確認内容	確認方法
1	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証※1の交付年月日が昭和56年6月1日以降であることを確認してください。 <p>※1 確認済証または検査済証とは、新築時に建築基準法に適合することが確認された場合に交付される書類です。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、確認済証(写)または検査済証(写)を金融機関へご提出ください。</p> <p>※2 台帳記載事項証明書、登載証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。</p> <p>【確認済証の交付年月日が確認できない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の新築時期※3が昭和58年4月1日以降であることを確認してください。 <p>※3 登記事項証明書の新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、登記事項証明書を金融機関へご提出ください。</p>	<p>次のいずれかにより確認※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証 ・検査済証※1
2	<p>【一戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の床面積が70m²以上であることを確認してください(区分所有建物の場合で登記事項証明書により確認するときは、66.04m²以上であれば構いません。) <p>【共同建て住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸当たりの床面積が30m²以上であることを確認してください(登記事項証明書により確認する場合は、28.31m²以上であることを確認してください。) <p>図1 戸建型式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書により確認
3	<p>・次の①および②を確認してください。</p> <p>①住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗や事務所等の用途に使用する部分)の床面積以上であることを確認してください。</p> <p>②住宅部分と非住宅部分が、壁や建具で区画されていることを確認してください。</p> <p>併用住宅とは？ 住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。</p>	<p>図2 併用住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、登記事項証明書等※4により確認 <p>※4 確認済証(添付図面を含みます。)または、それに代わる図面等による確認も可能です。</p>
4	<p>【共同建て住宅※5の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階建て以上の場合は、適合の欄にチェック☑を入れてください。 ・2階建て以下の場合は、火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C構造、1級、2級、3級のいずれかであることを確認してください(「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可)※8。 <p>【重ね建て住宅※5の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C構造、1級、2級、3級のいずれかであることを確認してください(「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可)※8。 <p>※5 「図1 戸建型式」を参考にご確認ください。※6 登記事項証明書の「表題部(建物の表示)」の「構造」欄とは異なる場合がありますので、ご注意ください。※7 一般火災保険における省令準耐火構造の場合は、●構造区分欄:「省令準耐火構造(F構造)」または「C構造(省令準耐火構造)」●割引欄:「省令準耐火割引」(構造区分欄は、「C構造」と表示されるなど保険会社によって表示方法が異なります。)※8 平成22年1月1日以後の火災保険証券の場合は、構造に関する記載事項で耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造であることを確認してください。ただし、「T構造」または「2級」と表示されている場合は、耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造ではない場合があり、その記載のみでは構造の判別ができないのでご加入の保険会社にご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建型式については、目視で確認 ・構造区分については、火災保険証券により確認
5	<p>・原則として、一般的の交通の用に供する道に2m以上接していることを次のとおり確認してください。</p> <p>①確認済証または検査済証が交付されていることを確認してください (新築 당시에 건축기준법에 기반한 건축확인을 받고 있는 주택은 이 기준에 맞습니다.)</p> <p>②①以外の場合(確認済証または検査済証が無い場合)は、敷地が道路に2m以上接していることについて、メジャー等で測定して確認してください。</p>	<p>図3 接道</p> <p>次のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定
6	<p>・建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないことを確認してください。</p>	-
7	<p>〈長期優良住宅である場合のみ確認してください。長期優良住宅ではない場合はチェック不要です。〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けている※9※10ことを確認してください。 <p>※9 右記の書類に所管行政庁の名称の記載と押印があることを確認してください。</p> <p>※10 「認定に係る住宅の位置」が融資対象住宅の所在地(物件所在地)と同一であることを確認してください。</p>	<p>長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書・変更認定通知書 ・承認通知書(所有権移転した場合)
8	<p>〈長期優良住宅である場合のみ確認してください。長期優良住宅ではない場合はチェック不要です。〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定取得時から増築または改築が行われていない※11ことを確認してください。 <p>※11 登記事項証明書の「表題部(建物の表示)」の「原因及びその日付」欄に増築または改築の記載がないことを確認してください。</p>	<p>登記事項証明書により確認</p>

*借換融資の申込みを行う予定の住宅が「中古マンションらくらくフラット35」に登録されているマンションの場合は、フラット35サイト(www.flat35.com)から「適合証明書省略に関する申出書」を印刷し、当該申出書を金融機関に提出いただくことで適合証明手続を省略することができます(【フラット35】借換融資の場合は【フラット35】Sの適用にはなりません。)。なお、この場合は、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」の提出は必要ありません。

団体信用生命保険の詳細

■仕組み



■加入手続

- 団信加入の申込方法は、取扱金融機関により異なり、書面またはWebでのお手続となります。書面の場合は、「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に必要事項を記入し、【フラット35】の借入申込書と同時に取扱金融機関に提出してください。Webの場合は、借り入れの申込み後に取扱金融機関からの案内に従い、必要事項を入力してください。

*「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、診断書等を提出いただく場合があります。

*診断書等の作成料や検査料などの費用はお客様の負担となります。

- 新機構団信と新3大疾病付機構団信は保障内容が異なりますので、いずれかをご選択ください。ご加入いただいた後に保障内容の変更はできません。

なお、「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」による加入審査の結果、「新3大疾病付機構団信」にご加入いただけない方は、「新機構団信」に切り替えてご加入いただける場合があります。

- 【フラット35】を利用する方がご加入いただけます。【フラット35】のご利用者(債務者)がふたりいる場合(親子リレー返済の場合を含みます。)は、どちらかひとりがご加入いただけます(ご夫婦※で連帯債務者となる場合は、ふたりでご加入いただける「デュエット」(ペア連生団信)を利用できます。)。ご加入いただいている方が保険金の支払事由に該当しても、債務は弁済されません。

※戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。

*満80歳の保障終了時点で連帯債務者がいる場合

新機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者は新たに新機構団信に加入申込みをすることができます。なお、保障が終了となるご加入者が当初新3大疾病付機構団信に加入されていた場合は、満51歳未満の連帯債務者に限り、新3大疾病付機構団信にも加入申込みすることができます。ただし、健康上の理由その他の事情でご加入いただけない場合があります。その場合も、借入金利は変わりません。

- 新3大疾病付機構団信へのご加入を希望する方で、【フラット35】の借入金額が5,000万円を超える方※は、「告知事項」の有無にかかわらず、所定の「健康診断結果証明書」をご提出ください。

※既に新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に加入されている場合(今回同時に申込みされる分を含みます。)は、その保険金額(債務残高)を通算します。

*「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、「健康診断結果証明書」に加えて診断書等を提出いただく場合があります。

*「健康診断結果証明書」および診断書等の作成料や検査料などの費用はお客様の負担となります。

■加入する団体信用生命保険の種類に応じた【フラット35】の借入金利

2025年2月末現在

加入する団体信用生命保険	【フラット35】の借入金利
新機構団信	新機構団信付き【フラット35】の借入金利
新機構団信(「デュエット」(ペア連生団信))	新機構団信付き【フラット35】の借入金利+0.18%*
新3大疾病付機構団信	新機構団信付き【フラット35】の借入金利+0.24%*

※金利の数値は見直す場合がありますので、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

*【フラット35】の借入金利について

団体信用生命保険の保障が終了する年齢(満80歳)に達するなど団体信用生命保険の保障内容に変更が生じた場合や被保険者の故意により団体信用生命保険が免責となったときなど住宅金融支援機構が債務の弁済を行わないこととなった場合であっても、【フラット35】の借入金利は、ご契約時の金利から変更されません。これは、住宅金融支援機構が負担する保険料、将来の保険料の変動リスクなどを考慮して、借入金利を決定しているためです。

■団体信用生命保険の概要



申込みにあたっては、新機構団信・新3大疾病付機構団信の『重要事項説明(「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」)』(Webでお手続された場合は、Web手続画面からダウンロードまたは印刷してください。)を必ずご確認ください。

加入条件	次の(1)および(2)の両方に該当する方 ＊健康上の理由その他の事情で加入できない場合があります。	
	新機構団信 (1)「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の記入・入力日現在、満15歳以上満70歳未満の方 (2)幹事生命保険会社の加入承諾がある方 ＊デュエット(ペア連生団信)にご加入の場合は、おふたりとも条件にあてはまることが必要です。	
デュエット (ペア連生団信)	新機構団信 利用可 新3大疾病付機構団信 利用不可	
保険金額の上限	保険金額の上限は1億円です。 新たにご加入いただけるのは、次の①から③までの保険金額(債務残高)を合算して1億円までの場合に限ります。 ①今回申し込む【フラット35】の借入予定額 ②現在、【フラット35】または機構融資等*を返済中で、住宅金融支援機構の団体信用生命保険に加入中の場合は、その保険金額(債務残高) ※旧住宅金融公庫融資、沖縄振興開発金融公庫融資および旧住宅金融公庫融資とあわせて融資を受けた福祉医療機構融資を含みます。 ③今回同時に申し込まれた①以外の【フラット35】、機構融資または沖縄振興開発金融公庫融資で新機構団信制度を利用する場合はその借入予定額	
保障の開始	【フラット35】の資金受取日	
保障の終了	次のいづれかが到来したときに、保障は終了します。 (1)死亡したとき。 (2)いづれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき。 (3)満80歳の誕生日の属する月の末日 ・新機構団信のデュエット(ペア連生団信)の被保険者は、被保険者のいづれかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満80歳未満の方おひとりでのご加入となります。 ・新3大疾病付機構団信の被保険者は、満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは新機構団信の被保険者となり、3大疾病保障・介護保障はなくなります。 (4)最終返済日前に全額繰上返済・債務の引受けに係る契約の締結その他により住宅金融支援機構との債権債務関係が消滅した日 (5)【フラット35】の買取りの効力が失われたとき。 (6)【フラット35】の最終返済日 (7)期限前の全額返済義務を履行すべき事由に該当したとき(期限の利益を喪失したとき)。 (8)提出した「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (9)詐欺・不法取得目的により被保険者となり、その被保険者について保険契約が取消しまたは無効とされたとき。 (10)新機構団信のデュエット(ペア連生団信)の被保険者は、被保険者のいづれかの方が死亡または身体障害保険金の支払事由に該当し、新機構団信により住宅金融支援機構の債務が弁済されたとき。 (11)保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (12)団信契約の存続を困難とする(8)・(9)・(11)と同等の重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (13)住宅ローン金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき。	
【フラット35】が 保険により 全額弁済される場合	次のいづれかに該当した場合は、ご加入者の住宅の持分や返済額などにかかわらず、【フラット35】の残りの債務が保険により全額弁済されます。	
【フラット35】が 保険により 全額弁済される場合	新機構団信 (1)死亡されたとき。 (2)保障開始日以後の傷害または疾病により、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき。 ＊デュエット(ペア連生団信)にご加入の場合、おふたりのどちらかが死亡または所定の身体障害状態になられたとき。 ＊ただし、いづれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が死亡または所定の身体障害状態になったときは、弁済されません。	
	新3大疾病付機構団信 (3)上記(1)または(2)のほか、次の①から③までのいづれかに該当したとき。 ①がん 保険期間中に、所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ＊ただし、以下の場合には弁済されません。 ア 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん イ 保障の開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 ウ 保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合 エ 保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移などと認められる場合 ②急性心筋梗塞 保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいづれかの状態に該当したとき。 ア 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。 イ 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。	

③脳卒中

保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。

ア 脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

イ 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。

(4)上記(1)から(3)までのほか、次の①または②のいずれかに該当したとき。

①保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。

②保障開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当し、該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したことが、医師によって診断確定されたとき。

次のいずれかに当てはまる場合、【フラット35】の債務は弁済されません。

新機構団信

(1)次の免責事由に該当された場合

死亡保険金	・保障開始日から1年以内の自殺 ・戦争その他の変乱※ ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意
身体障害保険金	・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱※ ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存

※ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われることがあります。

(2)告知義務違反による解除の場合

「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」において事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除された場合(ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。)

(3)保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

身体障害保険金	身体障害保険金のお支払は、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。
---------	--

(4)支払事由に該当しない場合

身体障害保険金	身体障害者福祉法に基づき、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が保障開始日前に生じていた場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しないときなど
---------	--

(5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

被保険者による詐欺の行為を原因として、その被保険者について保険契約が取消しとされた場合、または被保険者に保険金の不法取得目的があって、その被保険者について保険契約が無効である場合

(6)重大事由による解除の場合

被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、その被保険者について保険契約が解除された場合

新3大疾病付機構団信

上記(1)から(6)までのほか、次のいずれかに当てはまる場合、【フラット35】の債務は弁済されません。

(7)支払事由に該当しない場合

3大疾病保険金	・上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ・保障の開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移などと認められる場合
---------	--

(8)次の免責事由に該当された場合

介護保険金	・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱※
-------	--

※ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われることがあります。

(9)保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

3大疾病保険金	急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。
介護保険金	介護保険金のお支払は、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。

(フラット35)借換融資 ご利用の流れ

【フラット35】借換融資は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利型住宅ローンです。そのため、取扱金融機関や商品タイプにより借入金利や融資手数料などが異なります。

Step1~3で、ご利用の流れを紹介しています。取扱金融機関を検討の上、直接お申込みください。

Step

1

借換融資の検討

■借換融資の検討 ~3つのポイント~

住宅ローンの借換えとは、現在ご返済中の住宅ローンを全額返済し、条件の異なる住宅ローンを新たに借り入れることです。借換えを検討する上で、次のポイントを確認しておきましょう。

ポイント1 必要な費用の把握

借換えにあたり、諸費用が発生します。借換えを検討する際には、総返済額または毎月の返済額だけでなく諸費用を含めた総費用を考慮に入れましょう。

*諸費用については、21ページをご覧ください。

ポイント2 借換え効果の確認

借換えによる効果(諸費用を含めた総返済額または毎月の返済額の減少)は、借換時の住宅ローンの内容(借入金利、借入額など)によって異なります。借換えを検討する際には、借換えシミュレーション(17ページ参照)などで確認しましょう。

ポイント3 借換えできる借入

民間金融機関の住宅ローンからの借換えのほか、【フラット35】や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫を含みます。)の住宅ローンからの借換えも可能です。

*金融機関の住宅ローンから当該金融機関の取り扱う【フラット35】へ借換えができるかについては、金融機関によって取扱いが異なります。

■借り換えた場合の試算例 (12年間返済した後に借り換えた場合)

【試算条件】	
● 当初借入額3,000万円	
● 残高2,290万円	
● 残借入期間23年 (借換後の借入期間23年)	
● 元利均等返済	
● 借換前の借入金利 年2.90% (借換後の借入金利 年1.80%)	
● ボーナス払いなし	

<借換前>		<借換後> (借換諸費用も借り入れた場合)	
毎月の返済額	約11.4万円	約10.2万円	約10.5万円
借入金	3,000万円	2,290万円	2,355万円
残高	約2,290万円	2,290万円	2,355万円
借入期間	35年	23年	23年
借入金利(年)	2.90%	1.80%	1.80%
借入当初からの総返済額	約4,780万円	約4,437万円	約4,517万円
借換諸費用	—	約65万円 ^{※1}	—
借換えによる効果		毎月の返済額	▲約1.2万円 ▲約0.9万円
		総返済額 ^{※2}	▲約343万円 ▲約263万円

*1 借換諸費用の金額は試算上の仮定額であり、借換時の住宅ローンの内容(借入金利、借入額など)によって異なります。*2 総返済額は、繰上返済を行わず最終返済日まで返済を行った場合の金額です。

* 借入期間を短くすると一般的に毎月の返済額が増加しますのでご注意ください(毎月の返済額は借換えシミュレーション(17ページ参照)で試算できます。)。

* このケースは借換後の借入金利が借換前の住宅ローンの借入金利よりも低いなど、上記の試算条件での結果です。お客様ごとの状況により試算は異なりますので、シミュレーションを活用してみましょう。

注意事項

- ・借換前および借換後の借入金利は試算上の仮定であり、住宅金融支援機構がお約束する金利ではありません。
- ・【フラット35】借換融資の借入金利は、取扱金融機関によって異なります。
- ・【フラット35】へ借換の際には、諸費用として融資手数料、印紙税、現在ご返済中の住宅ローンの抵当権抹消費用(登録免許税、司法書士報酬など)、【フラット35】借換融資の抵当権設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)、未払利息などが必要となり、それぞれお客様の負担となります。なお、【フラット35】借換融資の対象となる諸費用については、21ページをご覧ください。
- ・上表はモデルケースによる一例であり、借入時の条件や繰上返済の状況により、借換えても毎月の返済額や総返済額が減少しない場合があります。
- ・【フラット35】への借換えに伴い、現在ご返済中の住宅ローンを完済していただくことになります。完済の手続に一定の時間を要する場合がありますので、現在ご返済中の取扱金融機関にご確認ください。



Step

2

「取扱金融機関」と「商品タイプ」の選択

【フラット35】借換融資については、都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信農連、モーゲージバンクなどから幅広く取扱金融機関を選択できます。各取扱金融機関でさまざまな商品タイプを提供しています。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)で確認できます。

※住宅ローンを取り扱っている会社をいいます。

■「取扱金融機関」と「商品タイプ」の選び方～3つのポイント～

「取扱金融機関」と「商品タイプ」の選び方には3つのポイントがあります。資金計画などに合わせてお選びください。

借入金利、融資手数料などはフラット35サイト(www.flat35.com)で確認できます。

ポイント1 借入金利

借入金利は取扱金融機関や商品タイプにより異なります。

ポイント2 融資手数料

融資手数料は取扱金融機関や商品タイプにより異なります。

融資手数料には「定額型」と「定率型」があり、それぞれ特徴が異なります。

定額型

特徴 融資額にかかわらず、融資手数料の金額が一定です。一般的に定率型の場合よりも融資手数料の額が低くなりますので、定率型の場合と比べて、借入時の諸費用が少なくなります。

目安 3万円～5万円程度

定率型

特徴 融資額により、融資手数料の金額が異なります。一般的に定額型の場合よりも借入金利の設定が低くなりますので、定額型の場合と比べて、総返済額は少なくなります。

目安 借入額の1%～2%程度

*手数料の特徴は一般的な例であり、お客さまが選択する住宅ローンの借入金利、借入額、借入期間などにより当てはまらない場合があります。手数料の選択にあたっては、借換えシミュレーションなどで試算の上、実際の返済額などをご確認ください。

ポイント3 返済口座

返済は、お申込みをされた取扱金融機関の口座からの引落しとなります。

住宅ローンの返済は長期にわたるため、管理しやすい返済口座のある取扱金融機関を選択することも重要です。また、お申込みをされた取扱金融機関がモーゲージバンクなどの場合は、取扱金融機関が定める金融機関の返済口座から選択していただきます。

*モーゲージバンクなどで収納代行会社を利用する場合は、契約書に定める返済日よりも前に毎月の引落日を設定する必要があります。

借換えシミュレーションのご案内

借換えシミュレーションでは、現在ご返済中の住宅ローンと借換後の住宅ローンの毎月の返済額、総返済額の比較ができます。



「ローンシミュレーション」
をクリック

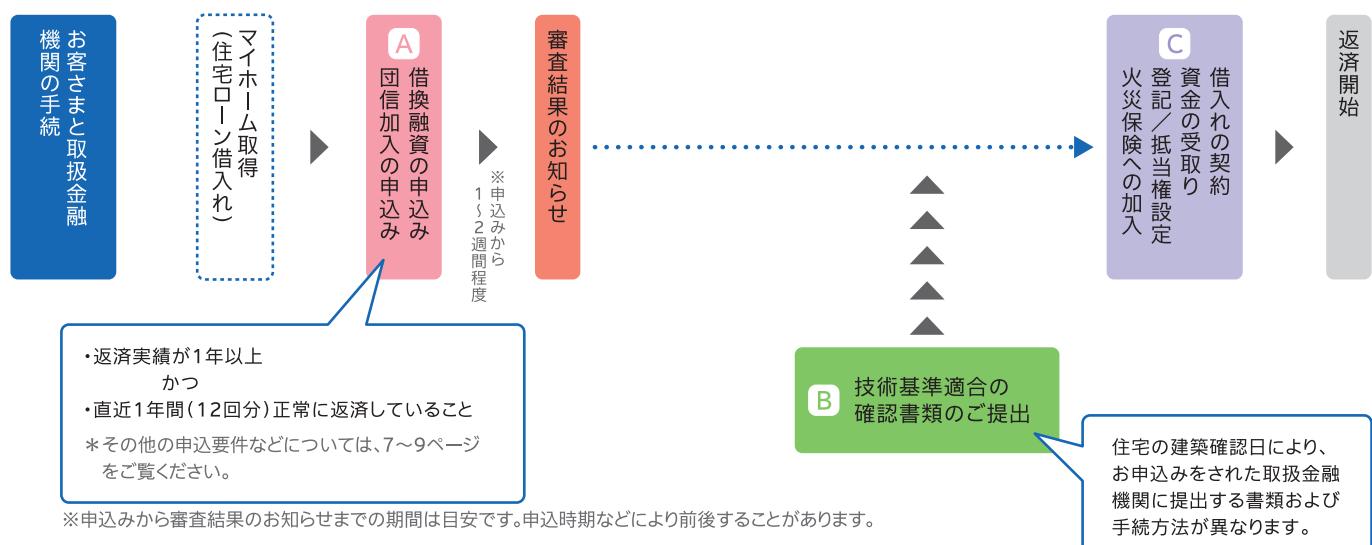
「借換えを検討の方」
をクリック



Step

3 手続の確認

■【フラット35】借換融資の手続



A 【フラット35】 借換融資の申込み

●【フラット35】借換融資の取扱金融機関*へお申込みください。

*フラット35サイト(www.flat35.com)で取扱金融機関を検索できます。【フラット35】のお申込みができる金融機関であっても、借換融資の取扱いをしていない金融機関もありますのでご注意ください。

●申込書は各取扱金融機関で用意しています。お申込みの際に必要な書類や借入金利、融資手数料などは、取扱金融機関により異なります。詳しくは、取扱金融機関にお問合せください。また、申込後、審査上の理由で、住民税納税証明書、直近における給与明細の写しや給与振込通帳の写しなどの追加の書類提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

●借入れのお申込みにあわせて【フラット35】の団体信用生命保険をお申込みください。

*健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】借換融資をご利用いただけます。

B 技術基準適合の 確認書類のご提出

19ページのフロー図により、借換対象となる住宅が技術基準に適合しているかをご確認ください。その上で必要な手続を行い、お申込みの取扱金融機関へ確認書類をご提出ください。

確認書類のご提出にあたり、借換対象となる住宅の建築確認日を確認するため、お手元に建築基準法に基づく「確認済証*1」または「検査済証*2」をご用意ください。これらの書類がない場合は、借換対象となる住宅の登記事項証明書をご用意いただき、表題部の「原因及びその日付」により新築年月日をご確認ください。

*1 建築物の計画が、工事に着手する前に建築基準法(昭和25年法律第201号)やその他の関係法令の基準に適合しているかを特定行政庁などが確認した結果、交付される書類です。
*2 工事が完了した段階で、建築物が建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを特定行政庁などが検査した結果、交付される書類です。

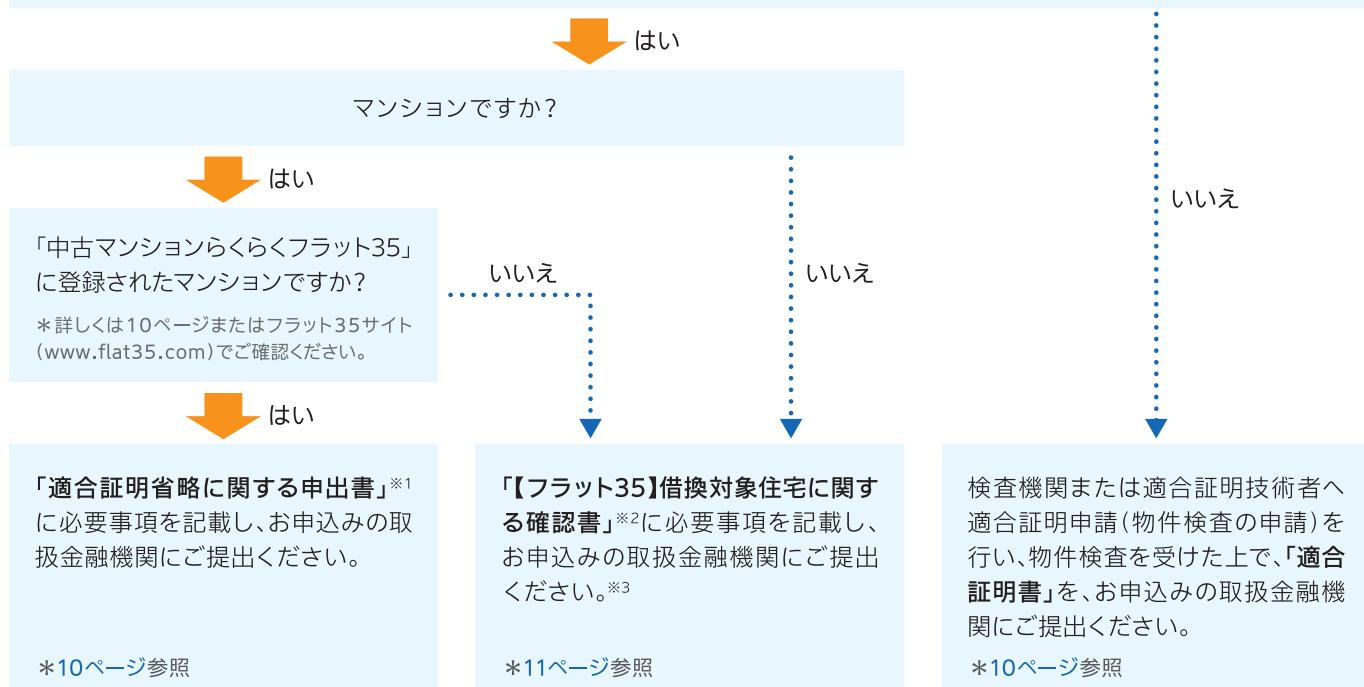


Step

3 手続の確認

■技術基準適合の確認フロー

建築確認日は昭和56年6月1日以後ですか？建築確認日が確認できない場合は、借換対象となる住宅の登記事項証明書の新築年月日(表題部の「原因及びその日付」)が昭和58年4月1日以後ですか？



C 借入れの契約、 資金の受取りなど

- 「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」、「適合証明省略に関する申出書」または(物件検査が必要な方は)「適合証明書」のうち、いずれかをお申込みの取扱金融機関にご提出後、借り入れの契約を締結し、一括で資金をお受取りいただきます。
- 【フラット35】借換融資の借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。
- 資金の受取日は、取扱金融機関が定める日となります。
- 住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)はお客様の負担となります。
- 返済終了までの間、借換対象となる住宅については火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。なお、現在加入している火災保険を継続できる場合があります。
*火災保険に関する要件は、お申込みの取扱金融機関にご確認ください。
- 借換えに伴い、現在ご返済中の住宅ローンの完済、抵当権の抹消手続などがありますので、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。なお、完済に一定の時間を要する場合がありますので、あらかじめご留意ください。

【フラット35】借換融資Q&A

Q1 現在、夫名義で住宅ローンを返済中ですが、妻名義で借換えを行うことはできますか？

A できません。ただし、夫と妻を連帯債務者とする借換えはできます。
*2023年1月から、同性パートナーの方とも連帯債務でお申込みいただけるようになりました。

Q2 現在、同一の住宅について複数の名義で住宅ローンを返済中ですが、まとめて1本のローンに借換えを行うことはできますか？

A 次表のとおりです。

事例	現在の住宅ローン		【フラット35】借換融資
ケース1	【借入A】 夫の単独名義の借入れ (妻は連帯保証人)	夫の単独名義による借換えの場合は対象となります。また、借換えに伴い、妻など債務者を1名追加することができます。*	
	【借入B】 夫の単独名義の借入れ (妻は連帯保証人)		
ケース2	【借入A】 夫の単独名義の借入れ (妻は連帯保証人)	夫と妻を連帯債務者とする借換えの場合に限り対象となります。	
	【借入B】 妻の単独名義の借入れ (夫は連帯保証人)		
ケース3	【借入A】 夫と妻が連帯債務者である借入れ		
	【借入B】 夫と妻が連帯債務者である借入れ		
ケース4	【借入A】 夫と妻が連帯債務者である借入れ		
	【借入B】 夫の単独名義の借入れ		

*債務者を追加して、収入合算や親子リレー返済(9ページをご覧ください)を行う場合は、それぞれ要件がありますのでご注意ください。
*上表ではご夫婦のケースを記載しています。戸籍上のご夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの方も同様の取扱いとなります。

Q3 借換えの場合、担保、団体信用生命保険および火災保険の取扱いはどうなりますか？

A <担保>

現在ご返済中の住宅ローン*の抵当権を抹消し、あらためて借換後の【フラット35】のために抵当権を設定していただきます。

*【フラット35】や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の融資を含みます。

<団体信用生命保険>

借換対象となる住宅ローンについて団体信用生命保険に加入している場合、その保障は住宅ローンの借換えにより終了します。【フラット35】借換融資の団体信用生命保険への加入は、あらためて加入申込みが必要です。また、審査の結果、ご加入いただけない場合があります。

*健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】借換融資をご利用いただけます。

<火災保険>

返済終了までの間、借換対象となる住宅については火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。

なお、現在加入している火災保険を継続できる場合があります。

*火災保険に関する要件は、お申込みの取扱金融機関にご確認ください。

Q4 借換えの場合、住宅ローン控除は適用になりますか？

A 現在ご返済中の住宅ローンにおいて住宅ローン控除の適用を受けている場合は、借換後も住宅ローン控除の適用を受けることができる場合があります。
住宅ローン控除の適用などの詳細については、最寄りの税務署または税理士にご確認ください。

Q5 借換えの際に、どのような費用がかかりますか？

A 借換えの際には、それぞれの住宅ローンに次表の費用が必要となります。

*金融機関によって取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

■借換前の住宅ローンに関する費用

	借換前の住宅ローンが、 民間金融機関の住宅ローンの場合	借換前の住宅ローンが、【フラット35】や住宅 金融支援機構(旧住宅金融公庫を含みます。) の住宅ローンの場合
繰上返済手数料	【融資対象】△	—
経過利息	【融資対象】○	
抵当権抹消登記費用(登録免許税)	【融資対象】○	
抵当権抹消のための司法書士報酬	【融資対象】○	

○:必要な費用
△:支払わなくてもよい場合がある費用
ー:支払わなくてもよい費用

■借換後の住宅ローン(【フラット35】借換融資)に関する費用

印紙税	【融資対象】○
融資手数料	【融資対象】○
適合証明検査費用(物件検査手数料)	【融資対象】△※1
抵当権設定登記費用(登録免許税)	【融資対象】○※2
抵当権設定のための司法書士報酬	【融資対象】○※2
住宅ローン保証料	—
火災保険料※3(積立型火災保険商品※4に 係るものを除きます。)・地震保険料※3	【融資対象】○※5

* 借換前の住宅ローンについて、保険を解約する場合は、保険料が返戻される場合があります。詳しくは、保険会社にご確認ください。

※1 借換対象となる住宅の建築確認日が、昭和56年6月1日(確認できない場合は建物の登記事項証明書の新築年月日(表題部の「原因及びその日付」)が昭和58年4月1日)以後の場合は、物件検査が不要になります。詳しくは18~19ページでご確認ください。※2 【フラット35】や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫を含みます。)の住宅ローンを返済中の場合でも、あらためて借換後の【フラット35】のために抵当権を設定していただけます。※3 保険契約に付随する特約(オプション)に係る費用を含みます。※4 満期時に一定の金銭(満期返戻金など名称は問いません。)を受け取ることができる特約(オプション)のついた商品をいいます。※5 現在加入している保険を継続できる場合があります。なお、保険料が融資対象となるのは、借換えの際に新規で保険契約するときに限ります。*保険に関する要件は、お申込みの取扱金融機関にご確認ください。注意事項 【融資対象】記載部分については、見積書または領収書などで金額が確認できた場合に、【フラット35】借換融資の対象となります。

～費用の解説（上記の表より抜粋）～

繰上返済手数料	住宅ローンを繰上返済(一度に全額返済)する際に必要な手数料です。 金融機関によって取扱いが異なります。 *【フラット35】や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫を含みます。)の住宅ローンを一度に全額返済する場合の 繰上返済手数料は無料です。
経過利息	繰上返済日の直前のご返済日の翌日から繰上返済日までに発生する利息です。
抵当権抹消登記費用 (登録免許税)	借換前の住宅ローンを全額返済した後、抵当権を抹消するために必要な費用(登録免許税)です。
抵当権設定登記費用 (登録免許税)	借換後の新しい住宅ローンの抵当権を設定するために必要な費用(登録免許税)です。
抵当権抹消および抵当権設 定のための司法書士報酬	抵当権の抹消や設定の手続について、法務局(登記所)への登記申請を司法書士に依頼する際に 支払う報酬です。登記の内容や依頼する司法書士により金額は異なります。抹消登記と設定登記の それぞれに報酬が必要となります。

**Q6 住宅取得時に借り入れた住宅ローンに諸費用が含まれている場合、
借換えの対象になりますか？**

A 住宅取得時に生じた諸費用が含まれた住宅ローンについては、その住宅ローンの当初借入額または借換えの申込時点における残元金が住宅の取得費用※以下である場合は、【フラット35】借換融資の対象となります。詳しくは、取扱金融機関にご確認ください。

なお、住宅取得時に生じた諸費用のみのためのローンは、借換えの対象とはなりません。

※住宅の取得費用とは、「住宅の建設費（購入費）+土地取得費（借地権取得費を含みます。）」をいいます。

その他のQ&Aについては、[フラット35サイト（www.flat35.com）](http://www.flat35.com)の「よくある質問」をご覧ください。



繰上返済

返済中に、まとまった蓄えができる場合や家計に余裕金が生まれた場合などには、借入金の全額または一部を繰り上げて返済できます。

■借入金の全額を繰り上げて返済する場合

- 借入手続を行った取扱金融機関に、繰上返済日の1か月前までにお申し出ください。
- 一部の金融機関ではお客さま向けインターネットサービス「住・My Note」で受付を行っています。
- 繰上返済に手数料はかかりません。

■借入金の一部を繰り上げて返済する場合

- 借入手続を行った取扱金融機関に、繰上返済日の1か月前までにお申し出ください。ただし、繰上返済日は毎月の返済日となります。また、返済額は100万円以上となります。
- お客さま向けインターネットサービス「住・My Note」利用の場合、返済額は10万円以上となります。
- 繰上返済に手数料はかかりません。

借入申込みをされる金融機関がモーゲージバンクなどで収納代行会社を利用している場合は、毎月の返済日よりも前に到来する毎月の引落日となります。

繰上返済手数料ゼロ！借入れ後は「住・My Note」でかんたん手続！

すまい のーと
住・My Note ってなに？

住宅金融支援機構が提供するお客さま向けインターネットサービスです。
残高やご返済終了（完済）までの返済計画表もすぐに確認！残高証明書など
ダウンロードでらくらく入手！一部繰上返済は10万円以上から可能。

140万件の皆さまに 【フラット35】をご利用いただいています。

2003年に登場して以来、幅広い年代の皆さまに【フラット35】をご利用いただいています。

安心の全期間固定金利で、あなたが思い描いている理想の住まいの取得を実現してください。

全期間固定金利だから
将来の計画が
立てやすいですね。

最近の金利を見ると
【フラット35】にして
大正解でした。



※取扱開始(2003年10月)から2024年11月末までの融資実行件数累計。 *実際に【フラット35】をご利用いただいたお客様の声をもとに作成しています。

住宅金融支援機構お客さまセンター

0120-0860-35

ハロー

フラット35

通話
無料

お気軽にお電話ください。土日も営業
しています(祝日、年末年始を除く。)
営業時間 9:00~17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。 Tel 048-615-0420(通話料金がかかります。)

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション、お客さまの体験談などはこちら

<https://www.flat35.com>

フラット35

検索



【フラット35】の最新金利などご案内

住宅金融支援機構 LINE公式アカウント

LINE
友だち追加
はこちら



2025年4月1日現在

グリーン購入法に適合した用紙を使用しています。